

各位

令和8年3月31日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【情報提供】労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について他

(周知依頼文より抜粋)

関係団体各位

(BCCにてお送りしております。)

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。

標記の件につきまして、

- 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和8年3月31日令和8年政令第90号)
- 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和8年3月31日令和8年厚生労働省令第68号)
- 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」(令和8年3月31日厚生労働省告示第172号)
- 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」(令和8年3月31日厚生労働省告示第173号)
- 「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」(令和8年3月31日厚生労働省告示第174号)

が本日付で公布等されましたので、関連法令・関連通達を情報提供させていただきます。

関連法令

・政令

[労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令\(令和8年3月31日令和8年政令第90号\)改め文 \[31KB\]](#)

・省令

[労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(令和8年3月31日令和8年厚生労働省令第68号\) \[224KB\]](#)

・告示

[「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」\(令和8年3月31日厚生労働省告示第172号\) \[49KB\]](#)

[「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」\(令和8年3月31日厚生労働省告示第173号\) \[174KB\]](#)

[「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」\(令和8年3月31日厚生労働省告示第174号\) \[66KB\]](#)

関連通達

[労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について\(令和8年3月31日付け基発0331第6号\) \[163KB\]](#)

上記政令等は以下のURLで掲載しております。

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省](#)

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしく申し上げます。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課 化学物質評価室

